

子ども・子育て支援対策調査 特別委員会陳情説明資料

令和2年7月7日

件名	頁
(1) 元受理番号14 待機児童の解消とより良い保育の質の向上を求める陳情……	2

(教育委員会)

件名	元受理番号14 待機児童の解消とより良い保育の質の向上を求める陳情																																									
所管部課名	子ども家庭部 子ども政策課、子ども施設入園課、子ども施設指導・支援担当課、子ども施設運営課 待機児対策室 子ども施設整備課、待機児ゼロ対策担当課																																									
陳情の要旨	1. 児童福祉法第24条1項の区市町村の責任をふまえ、保育施設は認可保育園を中心に進めてください。 2. 子どもたちに質の高い保育（施設・環境・内容等）を保障してください。																																									
陳情者等	請願文書表のとおり																																									
内容及び経過	<p>1 足立区における保育施設の整備について</p> <p>足立区では、「足立区待機児童解消アクション・プラン」に基づき、保育施設整備や保育事業者選定を行った。保育施設の整備にあたっては、認可保育所に加えて、小規模保育事業、認証保育所等の多様な保育サービスの拡充・利用促進にも取り組んでいる。</p> <p>(1) 認可保育所・小規模保育・認証保育所の施設数推移</p> <table border="1"> <caption>認可保育所・小規模保育・認証保育所の施設数推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>認可保育所 (園)</th> <th>小規模保育 (施設)</th> <th>認証保育所 (園)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年4月</td> <td>107</td> <td>24</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>平成30年4月</td> <td>121</td> <td>27</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>平成31年4月</td> <td>132</td> <td>27</td> <td>35</td> </tr> <tr> <td>令和2年4月</td> <td>153</td> <td>28</td> <td>36</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成29年度から、認可保育所 +46園、小規模保育 +4施設、認証保育所 -4園</p> <p>(2) 保育定員数及び待機児童数 (単位：人)</p> <table border="1"> <caption>保育定員数及び待機児童数 (単位：人)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>保育定員数</th> <th>待機児童数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H27</td> <td>12,509</td> <td>429</td> </tr> <tr> <td>H28</td> <td>12,994</td> <td>306</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>13,487</td> <td>493</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>14,466</td> <td>979</td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>15,253</td> <td>787</td> </tr> <tr> <td>R2 (各年4月1日現在)</td> <td>16,929</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>	年度	認可保育所 (園)	小規模保育 (施設)	認証保育所 (園)	平成29年4月	107	24	40	平成30年4月	121	27	36	平成31年4月	132	27	35	令和2年4月	153	28	36	年度	保育定員数	待機児童数	H27	12,509	429	H28	12,994	306	H29	13,487	493	H30	14,466	979	H31	15,253	787	R2 (各年4月1日現在)	16,929	3
年度	認可保育所 (園)	小規模保育 (施設)	認証保育所 (園)																																							
平成29年4月	107	24	40																																							
平成30年4月	121	27	36																																							
平成31年4月	132	27	35																																							
令和2年4月	153	28	36																																							
年度	保育定員数	待機児童数																																								
H27	12,509	429																																								
H28	12,994	306																																								
H29	13,487	493																																								
H30	14,466	979																																								
H31	15,253	787																																								
R2 (各年4月1日現在)	16,929	3																																								

2 質の高い保育（施設・環境・内容等）の保障について

足立区では、待機児解消を図るため国・都の補助金を活用し新規整備を進めてきた。今後も築年数の経過した保育施設の施設更新等により、保育施設の向上を図っていく。

さらに、適切な保育環境の確保が図られるよう、保育士の確保・定着対策や処遇改善を行い、スキルの高い保育の担い手の確保・育成に努めている。

一方、保育内容等の質の維持向上の観点からは、大事にしてほしい教育・保育のスタンダードとして定めた「足立区教育・保育の質ガイドライン」の活用促進や、法令に基づく各施設等への指導と各施設の実状を踏まえた支援の充実に取り組んでいる。

(1) 保育施設の質確保について

ア 公立保育園

- ・ 築年数の経過した施設に対して、都営住宅併設といった状況や今後の保育需要等を考慮し、計画的な施設更新のあり方を検討している。
- ・ 保育需要の変化や就労スタイルの多様化などに対応するため、現在、5園の民営化を予定している。

イ 私立保育園等

- ・ 自己所有物件を活用した施設整備に対して、建築資材や人件費の高騰を考慮し、国・都の補助金にあわせて補助単価の引き上げや高騰加算を実施している。
- ・ 賃貸物件（建物）を活用した施設整備に対して、内装工事費だけでなく、備品費や開設前の賃借料を補助対象としている。また、開設後2年間にわたって、職員配置や保育士への処遇改善を要件に賃借料の補助を実施している。
- ・ 築年数の経過した私立保育施設では、今後、建替えや大規模改修が見込まれるため、「足立区子ども・子育て施設整備基金」を継続し、施設・設備等の更新を進めていく。

(2) 保育環境の質確保について

ア 保育人材確保・定着

- ・ 新規人材確保のため、ハローワーク足立や区内保育士養成校と共催でセミナーを含む就職相談会を実施している。
- ・ 区内の魅力の発信と保育士・幼稚園教諭支援策PRを目的としたリーフレットを作成・配布している。また、住居借上げ・奨学金返済支援などの経済的支援制度を実施している。
- ・ 保育士の意欲向上と社会的評価の向上を図るため、同一事業者内で5年・10年勤続を褒賞している。

	<p>イ 小規模・保育ママの先行利用調整</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成31年4月入所から、小規模保育・保育ママ児童の卒園後の受け皿を確保するために、一般の入所申込みに先行して申込みの受付及び利用調整を実施している。 <p>ウ 保育ママの給食提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年度に6事業者で給食提供モデル事業を実施し、現在、外部搬入等も含め64事業者で給食提供を実施している(64/138園 約46%)。なお給食提供は認可要件となっており経過期間が終了する令和6年度までに完全実施することを目標とする。 <p>(3) 保育内容等の質確保について</p> <p>ア 「足立区教育・保育の質ガイドライン」の活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもたちが区内のどの施設等に通っていても、一定のレベルの教育・保育が受けられるよう「足立区教育・保育の質ガイドライン」を全ての保育従事者に配付している。 各施設への検査や訪問時に、ガイドラインに即した指導や助言を行い、ガイドラインを身近に感じられるような工夫を行っている。 ガイドラインにより、発達の特徴や環境設定等の理解を深め、専門性の向上を図るため、継続的に研修を実施している。 ガイドラインに基づいて実践しているかを振り返りができるように、使いやすく増補した「保育実践振り返りシート」を現場の保育者が使用することで、評価・改善を促していく。 <p>イ 指導・支援の徹底と充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 各施設等が法令等を遵守して適正な施設運営や保育を行っているかを確認し、必要に応じて改善指導を行う法令に基づく「指導検査」を厳格に実施している。 これまでも保育内容や衛生管理、給食・食育等について各施設等に対して専門的見地から助言を行っていた「巡回訪問」を、令和2年度からは施設等の職員が困り事・悩み事を気軽に相談できる関係性を構築することを重視した支援の充実に転換するとともに、訪問回数増などの拡充を行う。なお、施設の状態によっては、事前予告なしの訪問も実施するなど、全体的に強化していく。 新規開設1年目の保育施設(認可・小規模・認証)には月1回、民営化の1年目は月2回、2年目は月1回の定期巡回訪問を実施し、重点的に運営支援を行っている。
問 題 点 等	